

## 議案第 2 2 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

人事院規則（職員の育児休業等）の一部改正により、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置が講じられたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例  
第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特別職」という。）に」に改め、同号ア中（ア）を削り、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号中ア及びイを削る。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。